

は、憲法十四条一項違反としましたが、加えて、二四条二項にも違反すると言い切ったのは、この名古屋地裁判決が初めてです。

**同性婚訴訟、名古屋地裁、福岡地裁でも判決が出揃う**

五月の名古屋地裁判決は、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定は、「同性カップルに対して、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていない」という限度で、憲法二四条一項に違反するものである。」とし、それと同時に「憲法十四条一項にも違反するものといわざるを得ない。」と判断しました。

本誌二六号、三四号、三五号、四〇号、四二号でも取り上げてきた「結婚の自由をすべての人に」裁判、本年五六月に、名古屋地裁、福岡地裁で判決が出され、これで全国五地裁の一審判決が出揃いました。

五月の名古屋地裁判決は、同性カップルに対する「性別による差別の解消」を目的としたものとされるべきである。しかし、その実質は、性別による差別の解消ではなく、性別による差別の解消を目的としたものである。つまり、性別による差別の解消を目的としたものである。しかし、その実質は、性別による差別の解消ではなく、性別による差別の解消を目的としたものである。

続く控訴審（高裁の審理）では、先頭を走る札幌高裁も審理を終結見込みで、いよいよ、裁判所の判断の積み重ねが進むことになります。

# 時事ネタ WATCH

## 中高年MSMと暮らし



先の（最初の）札幌判決は、憲法十四条一項違反としましたが、加えて、二四条二項にも違反すると言ったのは、この名古屋地裁判決が初めてです。

**続いて、六月の福岡地裁判決は、「本件諸規定の下で原告ら同性カップルは婚姻制度を利用することによって得られる利益を一切享受できず法的に家族と承認されない」という重大な不利益を被っていること、婚姻制度は異性婚を前提とするとはいえ、その実態が変遷しつつあること、婚姻に対する社会通念もまた変遷し、同性婚に対する社会的承認がいまだ十分には得られていないとはいっても、国民の理解が相当程度浸透していることに照らすと、**

本誌二六号、三四号、三五号、四〇号、四二号でも取り上げてきた「結婚の自由をすべての人に」裁判、本年五六月に、名古屋地裁、福岡地裁で判決が出され、これで全国五地裁の一審判決が出揃いました。

五月の名古屋地裁判決は、同性カップルに対する「性別による差別の解消」を目的としたものとされるべきである。しかし、その実質は、性別による差別の解消ではなく、性別による差別の解消を目的としたものである。つまり、性別による差別の解消を目的としたものである。しかし、その実質は、性別による差別の解消ではなく、性別による差別の解消を目的としたものである。

五月の名古屋地裁判決は、同性カップルに対する「性別による差別の解消」を目的としたものとされるべきである。しかし、その実質は、性別による差別の解消ではなく、性別による差別の解消を目的としたものである。

## 速報

### 「梅田政宏さんと『南界堂通信』」展

「株式会社にじいろの家族」を地元の西成区で立ち上げ、オープンなゲイとして、ケアマネージャー（介護支援専門員）として活動し、昨年急逝された梅田政宏さんを偲んで、

「梅田政宏さんと『南界堂通信』」展が、

九月十一日～十月十五日、dist aで開かれました。

梅田さんは、本誌やオフ企画「南界堂茶会」にも出演し、LGBTQが病気になった時や年を取った時の様々な課題について、わかりやすく解説していました。

今回の展示では、梅田さんが登場した『南界堂通信』の記事や、梅田さんの活動の写真を展示しました（多くの反響を頂いていますので、次号で紹介予定です。）



## ご案内 ➤ 京都で「エイズ学会市民フォーラム」が開催

本年12月3日～5日に京都で日本エイズ学会が開かれる（本誌43号の大会長・高折先生インタビューもご参照）にあわせて、

12月3日（日）に「エイズ学会市民フォーラム+People2023+」が開催されます。

「アート作品の上映とHIV/エイズの40年の歴史やそこに生きた人たちと出会うことで、

HIVについて知り・考え・つながることを目指しています。」とのことです。

●会場：京都アバンティ9階・龍谷大学響都ホール校友会館（JR京都駅八条口）

●入場無料・予約不要（整理券が必要）

●展示と交流

《HIV/エイズ40年の歴史とこれからを知る・考える・つながる》  
ホールロビーにて15:00-21:00

●ビジュアル・エイズとS/N

・ビジュアル・エイズ短編映像集《Everyone I Know Is Sick》

上映：15:30-17:00

・ダムタイプ《S/N》記録映像上映とトーク

トーク：17:30-18:40 / 上映：19:00-20:20

（※《S/N》については、本誌6面でも詳しくご紹介していますので、ご参照を）